

———— ソーシャルボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルボンド評価の結果を公表します。

## ANA ホールディングス株式会社の 第37回無担保普通社債 (ANA ホールディングスソーシャルボンド) に Social 1 を付与

評価対象	: ANA ホールディングス株式会社 第37回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (ソーシャルボンド)
分類	: 普通社債
発行額	: 50億円
利率	: 0.270%
発行日	: 2019年5月22日
償還日	: 2026年5月22日
償還方法	: 満期一括償還
資金使途	: ① 旅客へのユニバーサルなサービスのための空港施設・設備、 ウェブサイトの改修等 ② 従業員へのユニバーサル対応のための事業所施設・設備の改修

### <ソーシャルボンド評価結果>

総合評価	Social 1
ソーシャル性評価 (資金使途)	s1
管理・運営体制および透明性評価	m1

## 第1章: 評価の概要

ANA ホールディングス株式会社 (以下、当社) は、国内大手航空の一角である全日本空輸株式会社を傘下に擁する持株会社。ANA グループ (以下、当グループ) の年間旅客輸送数は国内線、国際線合わせて5,389万人 (18/3期実績、LCC事業を除く) に及ぶ。2013年4月1日付で持株会社制に移行し、全日

本空輸から ANA ホールディングスに商号変更した。主力の国内線旅客事業は高い旅客数シェアを占めており、事業基盤が安定している。国際線旅客事業では世界最大の航空連合である「スターアライアンス」に加盟するとともに、欧米路線等で ATI（独禁法適用除外）を活用することによって効率的なネットワークを構築している。なお、英国スカイトラックス社より、サービス品質で最高評価となる「5 スター」に 7 年連続で認定されている。

当グループは、「安心と信頼を基礎に、世界をつなぐ心の翼で夢にあふれる未来に貢献します」を経営理念とし、「環境」、「人権」、「ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）」、「地域創生」を経営の重要課題に据え、積極的な取り組みを行っている。当グループの中期経営戦略においては、これら重要課題毎に社会的価値、経済的価値を特定し、各々の貢献する SDGs(持続可能な開発目標)と紐づけることにより、企業活動の SDGs への貢献度を明らかにしている。

今般の評価対象は、当社が発行する社債（本社債）である。本社債が、ソーシャルボンド原則（2018 年版）<sup>1</sup>および SDGs に適合しているか否かの評価を行う。ソーシャルボンド原則については、国際資本市場協会（International Capital Market Association 以下、ICMA）が自主的に公表している「原則」であって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに広く参照されている原則であることから、同原則への適合性を確認する。また、ソーシャルボンド原則においては、ソーシャルボンドの資金使途およびその社会改善効果（インパクト）と、国際的な持続可能性に係る目標や各国の政策との整合性を重視していることから、同協会が策定した SDGs とソーシャルプロジェクト分類のマッピングを評価における参照指標とする。

本社債の資金使途は、大きく二つに分けられる。一つは、当グループの旅客へのユニバーサル対応（障がい者、高齢者等であっても利用しやすいサービスのこと）によりアクセシビリティ（利便性）を向上するための空港施設・設備およびウェブサイトの改修である。二つ目は、従業員へのユニバーサル対応のための事業所施設・設備の改修である。JCR では、今般の資金使途が、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」に寄与する取り組みとして、SDGs や日本の政策目標に資するものであり、社会的便益が高いと評価している。資金使途となるソーシャルプロジェクトのうち前者は、ICMA のソーシャルボンド原則における「障がい者」および社会的弱者としての「高齢者」を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス向上」に適合し、後者は「障がい者」および社会的弱者としての「LGBT」を対象とする「社会経済的エンパワーメント」に該当すると評価している。また、前者は SDGs11「住み続けられるまちづくりを」、後者は SDGs10「人や国の不平等をなくそう」に貢献するプロジェクトであることを確認した。

管理運営透明性体制について、①選定基準が適切に定められていること、②調達資金は新規投資およびリファイナンスに充当される予定であり、その割合が開示されること、③調達した資金の管理については、充当状況を確認の上、財務担当役員に年次で報告を行うことで内部統制が図られていることを JCR は確認した。また、④資金の充当状況およびインパクトについて、償還期間まで年に一度、ウェブサイト上で開示の予定である。以上から、本資金調達について高い透明性が確保されていると評価している。

この結果、本社債は、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」において“s1”、「管理・運営体制および透明性評価」において“m1”とした。この結果、「JCR ソーシャルボンド評価」を“Social 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

JCR は、本社債の資金使途は、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を十分に満たしていると評価している。また SDGs および政府の SDGs に対する具体的施策に貢献し得るものと評価している。

<sup>1</sup> ICMA(International Capital Market Association) ソーシャルボンド原則 2018 年版。

## 第2章：各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1：ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本社債の資金使途の100%がソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：ソーシャル性評価は、最上位である『s1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な社会改善効果をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな社会・環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### 資金使途の概要

当社は、適格プロジェクト分類および対象となる人々を以下の通り定めている。

##### 1. お客様への「ユニバーサルなサービス」の提供(ANAブランド)

文化・言語・年齢や性別・障がいの有無を問わずすべてのお客様に、より安心・快適に飛行機をご利用いただけるよう、「ユニバーサルなサービス」の提供に取り組みます。

- ① 障がい者等のアクセシビリティ向上を目的としたウェブサイトの改修（資金充当割合：約40%）  
（W3Cアクセシビリティ・ガイドラインへの適合）
- ② 障がい者等のアクセシビリティ向上を目的とした空港施設・設備の改修（資金充当割合：約40%）
  - (1) 国内全空港のチェックインカウンターを対象に、お手伝いが必要なお客様用カウンター（ローカウンター）を設置する。
  - (2) 国内の幹線空港ラウンジ、及び国際線ラウンジを対象に、受付にローカウンターを設定する。また、ラウンジ内については、車いすの利用を考慮して、一定水準の扉幅（80cm以上）・通路幅（物理的な制限がある場合を除き、1.5mを標準とする）を確保する他、車いす優先エリアを設ける。なお、シャワールームを備えたラウンジについては、そのシャワールームにつき、少なくとも1か所は、車いす利用者の利便性を考慮した対応を行う。但し、空港毎の施設特性を踏まえるため、一律の改修とならない場合がある。
  - (3) 国内全空港の搭乗ゲートを対象に、改札機の少なくとも1か所は、その幅を90cmに改修する。但し、ANAグループ以外の事由によって改修できない場合を除く。

##### 【対象となる人々】 障がい者・高齢者

本対応は、視覚・聴覚情報、移動、人的サポート等の改善のために行うものであり、これらは障がい者・高齢者のほか、妊婦、乳児連れ（ベビーカー）、けがや疾病の旅行者等に対してもアクセシビリティの向上をもたらすと考える。

##### 2. 従業員へのユニバーサル対応(資金充当割合：約20%)

多様な人財の活躍を推進するために、事業所施設・設備の環境整備に取り組みます。

### ① 事業所施設・設備の改修

- (1) 国内の ANA グループ各事業所を対象に、一定水準の扉幅（玄関は 120cm 以上（自動ドア）、事務室は 90cm 以上（少なくとも 1 か所は引戸）、会議室は 80cm 以上）・廊下幅（生活動線上、少なくとも 1 か所で 1.5m 以上）を確保する他、傾斜路については、幅 120cm 以上、勾配 1/12 以下として、握りやすい形状の手すり、及び傾斜部の上下端踊場に点状ブロックを設置する。
- (2) 国内の ANA グループ各事業所を対象に、階段の両側に手すり、段上下端踊場に点状ブロックを設置する。非常用階段付近の各階には、階段避難車を配置する。また、エレベーターについては、建物につき、少なくとも 1 か所以上、かご内に手すり・鏡を備えた身体障がい者用エレベーターを設置するものとし、その扉はガラス窓付きとする。
- (3) 国内の ANA グループ各事業所を対象に、各階に少なくとも 1 か所以上のオストメイト付多目的トイレを、LGBT に配慮したピクトグラムを用いて設置する。一般トイレについては、1 便房 1 洗面に手すりを設ける。
- (4) 国内の ANA グループ各事業所を対象に、正面玄関エリアおよび各階エレベーターホール付近に、触知案内図または音声案内装置等の案内設備、もしくは館内に案内所を設ける。
- (5) 国内の ANA グループ各事業所の敷地内の通路については、建物までの経路につき、少なくとも 1 か所以上で、その幅を 150cm 以上とし、線状・点状ブロックを敷設する。また、段・傾斜路には握りやすい形状の手すりを設置する。なお、駐車場については、必要数車いす利用者専用駐車場を設ける（屋外の場合は屋根を備える）。

※ 上記の施設・設備改修は、標準的な対応例であり、これに限らない。また、事業所毎の施設特性を踏まえるため、改修対応が上記の基準に満たない場合がある。

#### 【対象となる人々】 障がい者・LGBT

障がい者・LGBT を含め、あらゆる従業員が自立的に安全・安心して働ける施設環境を整備することは、多様な能力のある人財の確保と、誰もがいきいきと働き能力を最大限発揮できることに繋がると考える。

## a. プロジェクトの社会的便益について

- i. 本社債の資金使途は、大きく二つの目標達成が意図されている。一つは、当グループの旅客へのユニバーサルなサービス（障がいを抱える人々、或いは高齢者等であっても利用しやすいサービスのこと）の提供によりアクセシビリティ（利便性）を向上するための空港施設・設備、ウェブサイトの改修である。二つ目は、従業員へのユニバーサル対応のための事業所施設・設備の改修である。いずれも国民のだれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」に寄与する取り組みとして、SDGs や日本の政策目標に資するものであり、社会的便益が高い。

### 資金使途 1: 旅客への「ユニバーサルなサービス」提供のソーシャル性

公共交通におけるユニバーサルなサービス提供の重要性については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」）<sup>2</sup>」の中で、移動等円滑化の意義が、以下のように述べられている。

「(以下、基本方針からの抜粋) 我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会

<sup>2</sup> 国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第一号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示が平成 23 年 3 月 31 日に定められている。

参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。(抜粋終わり)

本社債の資金使途は、上記基本方針に合致した取り組みと言え、社会的便益の高いプロジェクトである。当グループでは、ユニバーサルなサービスの提供には、ハード面の整備および「心のバリアフリー」などのソフト面での配慮の両輪が必要であると考えており、整備に時間がかかるハード面の充実を先行して図っている。当グループは、フレームワークに挙げた項目を主とした改修事業を行うことで、世界トップレベルのユニバーサルなサービスを提供するエアラインとなることを目指している。以下、主な改修工事分類毎に、その社会改善効果と上記方針への貢献度について述べる。

#### ① ウェブサイトの改修について

当グループは、グローバルなガイドラインである World Wide Web Consortium (W3C) の Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) に準拠したウェブサイトへの改修を行う。WCAG は、全盲又はロービジョン、ろう又は難聴、学習障害、認知障害、運動制限、発話困難、光過敏性発作およびこれらの組合せ等を含んだ、様々な障がいのある人に対して、コンテンツへのアクセシビリティを向上することができる規格である。予約、路線案内、運賃案内及び運航情報等、フライトの利用にあたって必要となる情報や緊急時の情報提供を行うウェブサイトには、誰もがアクセスしやすくなることは、公共交通への円滑なアクセスをサポートするソフト面におけるインフラ整備として、社会改善効果が期待できるプロジェクトである。移動円滑化のための情報提供は、基本方針でも達成すべき目標の一つとして掲げられており、重要な措置の一つと言える。

#### ② 空港施設・設備の改修について

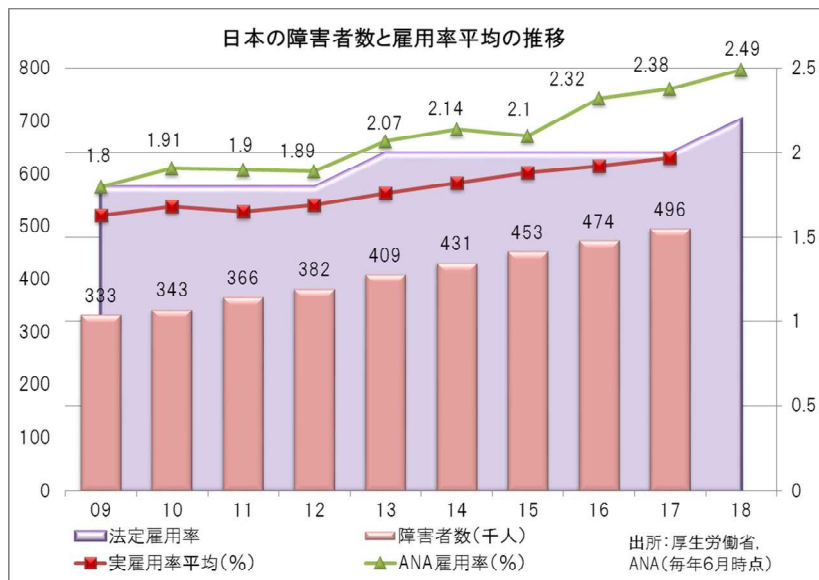
当グループは、当グループ以外の事由によって改修出来ない場合を除き、2020年までに国内全空港におけるユニバーサルなサービス提供のための改修工事を実施する計画である。基本方針における目標項番2では、「公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を受けられる環境を可能な限り整備する。」ことが掲げられており、本目標に資するプロジェクトである。なお、同方針では空港施設設置管理者に対し、一日当たりの旅客数が3千人を超える旅客施設のバリアフリー化を目標としているが、当グループでは、旅客数による制限を設けず、原則として当グループの飛行機が発着する全旅客施設(当グループが改修工事等可能な場所に限る)を対象としている。

---

#### 資金使途2：従業員向けユニバーサル対応

---

日本における障がい者の雇用率改善は下表に示す通り着実に増加傾向にある。



法定雇用率は、2018 年度から 2020 年度までに 2.2%の達成目標が示されたが、当グループは、これを上回る 2.49%の雇用率を実現している。2017 年度の平均実雇用率が 1.97%、法定雇用率が 2.0%であることを勧告すると、民間企業の中でも障がい者雇用に積極的に取り組んでいることがわかる。当グループでは、障がい者雇用について、

社会的公器の自然な責任と捉え、さらにはグループを支える貴重な戦力の確保と捉えている。障がいを持つ社員の働きやすさを、社員全員で理解するため、「3 万 6 千人のスタート」と銘打った行動規範を配布し、グループで働く一人ひとりが障がい者雇用が特別ではないことを知り、一人ひとりの礎となることを目指している。本社債により従業員向けユニバーサル対応として設置される各種の設備は、障がい者や LGBT が在籍する国内全事業所に設置される計画となっている。また、現在当該設備の設置が予定されていない事業所であっても、障がい者や LGBT が配置されることが判明した時点で、ユニバーサル対応設備の設置を検討する仕組みが確保されている。

これらの取り組みは、少子高齢化社会を迎える日本において、「あらゆる人々の活躍の推進」という我が国の SDGs 実施指針の第 1 番目に掲げられた目標に大きく貢献するものであると JCR では評価している。また、SDGs のコア目標である、地球上の誰一人取り残さない包摂的な（インクルーシブ）発展という考え方にも合致した取り組みである。

以上から、本社債の資金使途は社会貢献効果の高いソーシャルプロジェクトであると評価している。

- ii. 資金使途のうち、①お客様への「ユニバーサルなサービス」の提供は、ソーシャルボンド原則の適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「障がい者」および「高齢者」等を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス向上」に該当する。②従業員へのユニバーサル対応は「障がい者」および「LGBT」を対象とする「社会経済的エンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

## b. SDGs との整合性について

### i. ICMA SDGs マッピングとの整合性

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。また、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる SDGs アクションプラン 2018 にも整合していることを確認した。

#### ① お客様への「ユニバーサルなサービス」の提供(ANA ブランド)



#### 目標 11：住み続けられるまちづくりを

**ターゲット 11.2.** 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

**ターゲット 11.7.** 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

#### ② 従業員へのユニバーサル対応



#### 目標 10：人や国の不平等をなくそう

**ターゲット10.2.** 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。


### ii. 日本の SDGs 達成に向けた施策との整合性

また、本ソーシャルプロジェクトは、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs を達成するための具体的施策<sup>3</sup>のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

#### 実施指針 1. あらゆる人々の活躍の推進

特に関連が深いと思われる SDGs と日本の重点課題： 8(経済成長と雇用)、10(差別の解消)、11(ユニバーサルデザイン)、16(平和と公正をすべての人に)			
国内の施策			
	施策概要	ターゲット	指標
障害者基本計画(第3次)に規定する施策の推進	<p>障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための次に掲げる施策等の一層の推進を図る。</p> <p>(本資金用途に関係のある施策のみ抜粋)</p> <p>④雇用・就業、経済的自立の支援 ⑤生活環境に関する施策 ⑥情報アクセシビリティに関する施策 ⑦安全・安心に関する施策</p>	   	障害者基本計画関連成果目標の達成状況

<sup>3</sup> 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部により定められた持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の具体的施策。

公共交通機関の バリアフリー化の 推進	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進」に関する法律(バリアフリー法)に基づき、バリアフリー化を推進する。		「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくフォローアップ状況
---------------------------	---	--	----------------------------------

### c. 環境社会的リスクへの対応について

本件は、基本的に屋内の施設・設備の設置を主としており、環境面で深刻な悪影響を及ぼす蓋然性はほとんどない。また、社会的リスクについても、特段ネガティブと思われる要素がないことを JCR は当社へのヒアリングによって確認した。また、設置工事等に際して当グループでは以下の配慮を行っている。

#### ① 想定されるリスク

環境に与えるネガティブな影響としての工事時の騒音発生および事故発生

#### ② リスク緩和対応

建築工事においては、建築基準法および関連法令を遵守して騒音・安全・衛生に必要な対策を講じることを前提に、施工者との間で請負契約を締結する。

以上により、環境社会的リスクは適切に回避されていると JCR では判断している。



## 評価フェーズ2：管理・運営体制および透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制が整備され、計画通りの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営体制および透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本社債を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

当グループの経営理念は、「安心と信頼を基礎に、世界をつなぐ心の翼で夢にあふれる未来に貢献します」である。当グループは、「安心と信頼」を経営の根幹として、永続的にこれからの社会の発展に貢献することを経営理念として掲げている。

また、持続可能な成長と価値創造に向け、2018年2月に策定した「2018-2022年度ANAグループ中期経営戦略」では、ESG経営をその中核に据え、経営の重要課題（マテリアリティ）を「環境」「人権」「ダイバーシティ&インクルージョン」「地域創生」の4項目と特定しており、これらに適切に対応することで、「社会的価値」と「経済的価値」を同時に創出し、企業価値の向上を図る方針である。

本社債の資金使途は、4つの重要課題のうち、「ダイバーシティ&インクルージョン」に資するプロジェクトである。特にダイバーシティ（多様性）を認識し、地球上の誰一人取り残さないインクルージョン（包摂）の考え方は、SDGsの根源的な目標そのものであると言え、社会的意義の高い目標設定であると言える。さらに、当グループでは、「すべてのひとに優しい空」の実現を目指して、「ユニバーサルなサービス」ポリシー<sup>4</sup>を定めており、ANAブランドの中期経営戦略の柱の一つとしてその強化方針を掲げている。

当グループは、これらの社会的課題に資する経営目標について、専門家（大学教授、NGO・NPO、業界団体、公的機関等）の意見を聴取し、それを反映することで、客観性と多様性を確保していることを、JCRは当社へのヒアリングおよび開示資料等によって確認した。

##### b. 選定基準

###### ① お客様への「ユニバーサルなサービス」の提供（ANAブランド）

全ての旅客が、より安心・快適に飛行機を利用するための取り組みであること

###### ② 従業員へのユニバーサル対応

障がい者・LGBTを含めた多様なグループ従業員が自立的に安全・安心して働ける施設環境の整備であること

JCRは、上記選定基準のいずれもが、当グループが掲げる重要課題解決に資するソーシャルプロジェクトであると評価している。

<sup>4</sup> ANA NEWS (プレスリリース) <https://www.ana.co.jp/group/pr/201805/20180525.html>

## c. プロセス

ANA ホールディングスのグループ経理・財務室 財務企画・IR 部及び CSR 推進部が、同社グループ人財戦略部、施設企画部及びその子会社である全日本空輸 CE マネジメント室 CS 推進部（ユニバーサルサービス推進チーム）、人財戦略室人事部（グループ障がい者雇用推進室）、施設部、デジタル変革室サービスプラットフォーム部と連携し、適格性基準を満たす本プロジェクトを選定した。プロジェクト選定の最終確認は ANA ホールディングスの社長総括の元、同社、及び全日本空輸等の常勤取締役・常勤監査役で構成される「グループ CSR・リスク・コンプライアンス会議」によって行われた。

JCR では当社へのヒアリングによって、各部が明確な専門性と所掌業務への責任感を持って、本プロジェクトの選定、計画、実施に当たっていることを確認した。また、当社および当グループの「グループ CSR・リスク・コンプライアンス会議」で最終確認が行われており、経営陣が主体的に選定のプロセスに関与していることを確認した。

これらの選定基準および選定・評価のプロセスについては、発行登録追補書類で開示される予定である。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本社債により調達された資金が、確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本社債により調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

- a 本社債で調達した資金は 18%を既存の設備投資へのリファイナンス、82%を新規の設備投資に充当する予定である。
- b 調達された資金は、財務代理契約に基づき、本社債の発行代理人業務ならびに支払代理人業務を受託する銀行によって、同行が管理する ANA ホールディングス名義の当座預金口座に交付される。
- c 本社債の資金使途である対象プロジェクト実施にかかる支払は、各プロジェクトの支払証憑書類（請求書等）を受領する部署の確認、及び依頼に基づき、ANA ホールディングスのグループ経理・財務室 財務企画・IR 部、もしくは全日本空輸の経理・財務室経理部が行う。支払業務の担当者、及び責任者は、両社の業務を兼務しているため、ANA ホールディングスのグループ経理・財務室 財務企画・IR 部にて、対象プロジェクト実施にかかる全ての支払を確認することが可能である。なお、ANA ホールディングスの上記の口座からの振り込み、および、全日本空輸の同社名義の銀行口座からの振り込みを、対象プロジェクトへの資金充当として管理する。
- d 本社債で調達した資金の充当と管理は、ANA ホールディングスのグループ経理・財務室 財務企画・IR 部が行う。同部にて、適格プロジェクトの予算と支出を内部管理するシステムを用意し、これによって資金の充当額及び未充当額を確実に追跡する。財務担当役員による資金充当状況の確認を年次で行う。

- e 資金支払の確証として、各種証拠書類が準備されている。
- f 当社は、リファイナンスは2019年3月まで、新規投資については2022年3月までに充当する予定としている。また、充当されるまでの間、譲渡性預金等、安全性及び流動性の高い資産で運用される方針である。

JCRでは本社債がソーシャルプロジェクトに確実に充当される予定であること、調達資金は社内にて適切な方法にて管理されること、内部管理の体制が整備されていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理は妥当であると評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本社債発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているかを、本社債発行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

当社は、適格プロジェクトに調達資金の全額が充当されるまで、調達資金の充当状況とプロジェクトの説明を、当社ウェブサイトにて毎年公表し、また毎年発行の統合報告書に記載する。

##### b. 社会改善効果に係るレポーティング

ANAホールディングスは、本ソーシャルボンドが償還されるまでの期間、守秘義務の範囲内かつ合理的に実行可能な限りにおいて、以下の情報を、同社ウェブサイトにて毎年公表し、また毎年発行の統合報告書に記載する。

###### <アウトプット指標<sup>5</sup>>

- ① ユニバーサル対応の改修が完了したウェブサイトの機能（概要）
- ② ユニバーサル対応の施設・設備改修が完了した空港数
- ③ ユニバーサル対応の施設・設備改修が完了した事業所建物数

###### <アウトカム指標<sup>6</sup>>

- ① おからだの不自由なお客様の搭乗実績（ANAブランド、前年比）
- ② 障がい者雇用率（全日本空輸及びグループ適用認定会社の合算値）

###### <インパクト<sup>7</sup>>

「お客様および従業員の多様性を尊重し、「すべてのひとに優しい」 共生社会の実現に貢献すること」

当社の設定したアウトプット指標は、本社債による資金充当により提供される公共交通へのアクセシビリティを高める設備の増加を表すものであり、適切である。また、アウトカム指標は、提供された設備・施設による受益者数を表す指標であり、成果指標として適切に設定されている。期待されるインパクトは、社会プロジェクトの場合、効果が発現するまでに長期間を必要とする場合が多く、単一プロジェクトの完了時点或いは償還期間までに完全な実現を期待するものではないが、

<sup>5</sup> 投資によりもたらされる具体的な製品・設備・サービス等

<sup>6</sup> アウトプットによってもたらされる成果（便益やポジティブな変化）

<sup>7</sup> 長期的に社会全体にもたらされる便益。プロジェクトベースでの完全な実現は難しく、定性的な表現が適しているケースも多い。（脚注5-7はICMA Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting Social Bonds (2018)を参照し、JCR作成。）

共生社会の実現に寄与するという観点から、当社の経営理念そのものとの整合性が高く、設定したインパクトに貢献する蓋然性の高いプロジェクトであると言える。

以上から、JCR では、当社が設定した資金充当状況および社会改善効果に係るレポートは、開示期間・頻度も適切であると評価している。

## 4. 組織の社会的課題への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が社会的課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、社会的課題を含む CSR 分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、本社債発行方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### ANA グループのサステナビリティおよび ESG に対する取り組み

グローバルに事業を展開する当グループでは、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献することを責務として捉えている。当グループは、経営の重要課題 (マテリアリティ) として「環境」「人権」「ダイバーシティ&インクルージョン (D&I)」「地域創生」の 4 項目を挙げており、これらに適切に対応することで、「社会的価値」と「経済的価値」を同時に創出し、企業価値の向上を図る方針である。「環境」に係る取り組みとしては、2018 年 10 月に航空業界では世界初のグリーンボンド発行を実現した。当グループは航空事業における CO<sub>2</sub> 排出量の抑制にも積極的に取り組んでおり、有償輸送トンキロ当たり CO<sub>2</sub> 排出量について、2020 年度末までに 2005 年度比 20%の削減を目指している。

「地域創生」については、地域活性化に向けた取り組みとして、地方自治体との連携や航空輸送サービスを活用した観光振興、社会貢献活動として復興支援、環境・生物多様性の保全、各地での航空教室等の次世代育成プログラム等を実施している。「人権」問題に関しては、「ANA グループ人権方針」を定め、特に人権専門家や国際的な NPO 団体、その他ステークホルダーとの対話やエンゲージメントを通じ、人権尊重に向けた取り組みを推進している。

当グループにおけるダイバーシティの推進は、経済産業省から「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」として認定されるなど、社外から一定の評価を受けてきた。今回実施するソーシャルプロジェクトに関連が深い評価を受けた事例としては、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 内閣総理大臣表彰」、「第 10 回国土交通省 バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を、全日本空輸/ANA ウィングスが受賞している。当グループでは、グループ全社員が共通して守るべき行動基準「社会への責任ガイドライン<sup>8</sup>」に則り、本プロジェクトを遂行すること等によって、「すべてのひとに優しい」共生社会の実現に貢献していくとしている。さらに、「ANA グループダイバーシティ&インクルージョン (D&I) 宣言<sup>9</sup>」(2015 年 4 月)、「ユニバーサルなサービス」ポリシー<sup>10</sup> (2017 年 4 月) の制定により、その取り組みに関して年々実効性と透明性を高めている。

当グループの CSR に係る組織体制としては、グループ CSR・リスク・コンプライアンス会議が年に複数回開催され、当該会議には、当社の社長以下取締役、執行役員が出席しているほか、グループ各社の経営陣が参画している。

<sup>8</sup> 「社会への責任ガイドライン」

[https://www.ana.co.jp/group/csr/basic\\_approach/](https://www.ana.co.jp/group/csr/basic_approach/)

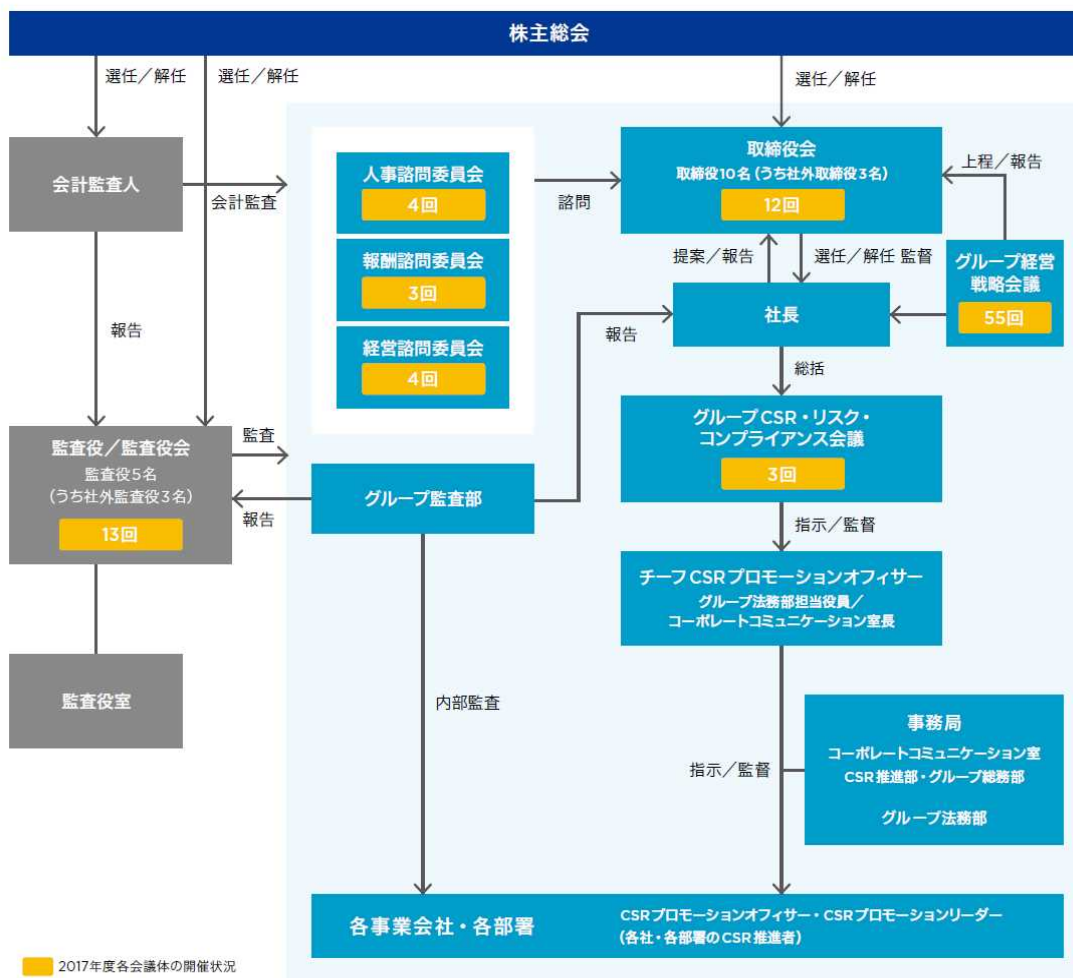
<sup>9</sup> 「ANA グループ D&I 宣言」

[https://www.ana.co.jp/group/csr/human\\_resources/promotion\\_diversity/](https://www.ana.co.jp/group/csr/human_resources/promotion_diversity/)

<sup>10</sup> 「ユニバーサルなサービス」ポリシー

<https://www.ana.co.jp/group/pr/pdf/20180525-1.pdf>

## コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



(出所：ANA 統合報告書 2018)

また、経営の重要課題の推進に際して、以下のステークホルダーとの積極的かつ責任ある対話を行い、企業活動に取り入れる努力を行っている。

### ➤ 株主・投資家との対話

- 株主価値の向上に向けた、適時・適切な情報の開示と対話

### ➤ 従業員との対話

- 経営陣と従業員が直接対話することで相互理解を深化（経営戦略や経営陣の意思を共有）

### ➤ 国際社会との対話

- 経営戦略における重要課題について業界団体、NGO/NPO と積極的に対話。ANA グループの姿勢や取り組みへの理解を促進するとともに、グローバルレベルでの環境変化をいち早くとらえ、事業活動に反映

### ➤ ビジネスパートナーとの対話

- サプライチェーン全体での CSR 推進に向けた取引先との協働

JCR では、当グループが「共生社会の実現」に向けた各種施策として、コア事業である航空輸送におけるバリアフリー化を事業展開の要の一つとして、組織一体となって取り組んでいることを確認した。

以上より、当グループは組織全体として、社会的課題に対し積極的な取り組みを行っていると評価している。

## ■評価結果

本社債は、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」において“s1”、「管理・運営体制および透明性評価」において“m1”としたため、「JCR ソーシャルボンド評価」を“Social 1”とした。また、本社債は、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR ソーシャルファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
ソーシャル性評価	s1	Social 1	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s2	Social 2	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s3	Social 3	Social 3	Social 4	Social 5	評価対象外
	s4	Social 4	Social 4	Social 5	評価対象外	評価対象外
	s5	Social 5	Social 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体：ANA ホールディングス株式会社（証券コード：9202）

### 【新規】

対象	発行額	発行日	償還日	利率	評価
第37回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）	50億円	2019年5月22日	2026年5月22日	0.270%	JCR ソーシャルボンド評価 : Social 1 ソーシャル性評価 : s1 管理・運営・透明性評価 : m1

（担当）梶原 敦子・菊池 理恵子

## 本件ソーシャルボンド評価に関する重要な説明

### 1. JCR ソーシャルボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR ソーシャルボンド評価は、評価対象である調達資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、評価対象である調達資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR ソーシャルボンド評価は、評価対象となる調達計画時点又は調達実行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR ソーシャルボンド評価は、評価対象となる調達資金が社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。評価対象となる調達資金が社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR ソーシャルボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR ソーシャルボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルボンド評価は、評価の対象であるソーシャルボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR ソーシャルボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR ソーシャルボンド評価**：ソーシャルボンドにより調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social1、Social2、Social3、Social4、Social5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■サステナブルファイナンス等の外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド発行支援者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会オブザーバー登録) ソーシャルボンド作業部会メンバー
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル